

令和4年会津若松市議会定例会 令和5年2月定例会議の提出案件

提出案件 37件	議案 37件	{ 予算案件 19件 条例案件 13件 単行案件 5件

I 予算案件

- 1 令和5年度会津若松市一般会計予算
- 2 令和5年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 令和5年度会津若松市簡易水道事業会計予算
- 4 令和5年度会津若松市下水道事業会計予算
- 5 令和5年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 6 令和5年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 7 令和5年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 8 令和5年度会津若松市扇町土地区画整理事業特別会計予算
- 9 令和5年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 10 令和5年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 11 令和5年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算
- 12 令和4年度会津若松市一般会計補正予算（第14号）
- 13 令和4年度会津若松市水道事業会計補正予算（第3号）
- 14 令和4年度会津若松市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 15 令和4年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
- 16 令和4年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第4号）
- 17 令和4年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）
- 18 令和4年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 19 令和4年度会津若松市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

II 条例案件

- 1 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例
- 2 会津若松市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例
- 3 会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する

条例

- 4 会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例
- 5 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 6 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 8 会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 9 会津若松市立学校給食センター条例の一部を改正する条例
- 10 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例
- 11 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例
- 12 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
- 13 会津若松市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

Ⅲ 単行案件

- 1 会津若松市庁舎整備建築工事請負契約の締結について
- 2 会津若松市庁舎整備空気調和設備工事請負契約の締結について
- 3 会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事請負契約の締結について
- 4 会津若松市庁舎整備電気設備工事請負契約の締結について
- 5 会津若松市庁舎整備情報設備工事請負契約の締結について

Ⅱ 条例案件

1 会津若松市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

行政財産使用料の額は、道路法施行令の占用料の額に準拠して定めているため、同施行令の一部が改正されたことに準じ、同施行令と同一区分の物件の行政財産使用料の額について、この占用料の額に準拠し改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

2 会津若松市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

この案件は、地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 当分の間、定年引上げ後 60 歳に達した職員が、その者の非違によることなく定年前に退職した場合の退職手当の基本額については、定年の場合と同様に算定することとした。
- ② 当分の間、定年引上げ後に 60 歳に達した後、最初の 4 月 1 日（特定日）以後に退職する職員の退職手当の基本額については、第 5 条の 2 の規定（ピーク時特例制度）に基づき算定することとした。
- ③ 当分の間、ピーク時特例制度を適用して算定した退職手当の基本額よりも、その職員が特定日の前日で退職したこととする退職手当の基本額が多い場合は、その多い額を支給額とすることとした。
- ④ 当分の間、定年引上げ後 60 歳に達した職員が定年に達する前に退職する場合の退職手当の算定については、定年前早期退職者に係る退職手当の基本額の特例を適用しないこととした。
- ⑤ 雇用保険法の改正に伴い、失業者の退職手当に関する算定方法を見直すこととした。
- ⑥ その他法令の改正等に伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 令和 5 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(1)の⑤については、公布の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

3 会津若松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき、個人番号を利用することができる事務を定めるため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

個人番号を利用することができる事務として、生活保護に準じた取扱いによって実施する外国人の保護に関する事務を加えるとともに、当該事務において利用できる特定個人情報について定めることとした。

(2) 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

4 会津若松市手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例

この案件は、手話が言語であることへの理解の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進を図るため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 手話が言語であることへの理解の普及及び障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段の利用の促進のための基本理念について定めることとした。
- ② 基本理念に基づいた施策を推進するための市の責務並びに市民及び事業者等の役割について定めることとした。
- ③ 市は、障がい者計画との調和をとりながら必要な施策を推進することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

5 会津若松市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、事業所等における安全の確保に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な措置を講じることとした。
- ② 事業者は、事業において自動車を運行する場合、利用乳幼児が乗降する際に、その所在を確認しなければならないこととした。
- ③ 事業者は、他の社会福祉施設等を併設する場合において、その行う保育に支障が無い場合は、当該他の社会福祉施設の設備及び職員を兼ねさせることができることとした。
- ④ 民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、必要な条文の整理を行うこととした。
- ⑤ 事業者は、感染症並びに食中毒の予防及びまん延防止のため、職員に対し研修等を定期的実施するよう努めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(1)の④は、公布の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

6 会津若松市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

7 会津若松市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

この案件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、事業所における安全の確保に関する計画を策定し、当該計画に基づき必要な措置を講じることとした。
- ② 事業者は、事業において自動車を運行する場合、利用者が乗降する際に、その所在を確認しなければならないこととした。
- ③ 事業者は、感染症や災害が発生した場合における業務継続のための計画を策定し、当該計画に基づき必要な措置を講じるよう努めることとした。
- ④ 事業者は、感染症並びに食中毒の予防及びまん延防止のため、職員に対し研修等を定期的実施するよう努めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

8 会津若松市国民健康保険条例の一部を改正する条例

この案件は、出産育児一時金の額の見直し及び会津若松市国民健康保険事業運営安定化基金を設置するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 被保険者が出産したときに当該被保険者が属する世帯の世帯主に支給する出産育児一時金の額（当該額に加算する額を含む。）を42万円から50万円に改めることとした。
- ② 本市の国民健康保険事業の健全で安定的な運営に要する資金に充てるため及び国民健康保険税の負担緩和のため会津若松市国民健康保険事業運営安定化基金を設置することとした。
- ③ 基金の積立て、管理、運用益金の処理の方法等について定めることとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。
- ② 改正後の出産育児一時金に関する規定は、施行日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金から適用することとした。
- ③ 改正前の条例の規定に基づき積み立てられた準備金は、改正後の条例に規定する基金に属することとした。

9 会津若松市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市大戸地区学校給食センターを廃止するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 会津若松市大戸地区学校給食センターを廃止することとした。
- ② その他必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。ただし、(1)の②は、公布の日から施行することとした。

10 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

都市公園の使用料の額は、道路法施行令の占用料の額に準拠して定めているため、同施行令の一部が改正されたことに準じ、同施行令と同一区分の物件に係る使用料の額について、この占用料の額に準拠し改定することとした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

11 会津若松市道路占用料等条例の一部を改正する条例

この案件は、道路法施行令の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 道路占用料の額は、道路法施行令の占用料の額に準拠して定めているため、同施行令の一部が改正されたことに準じ、同施行令と同一区分の物件に係る道路占用料の額について、この占用料の額に準拠し改定することとした。
- ② その他必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 令和5年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

12 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 建築基準法の一部改正により、総合的に一つの敷地として複数の建物を建てることができる認定制度（一敷地内認定制度）について、建築物の大規模修繕（省エネ改修）等を行う場合においても当該制度に基づく認定等を受けられることとなったことに伴い、必要な条文の整理を行うこととした。
- ② 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等により、住宅部分に係るエネルギー消費性能の認定に係る審査基準に「誘導仕様基準」が新設されたため、当該基準による低炭素建築物新築等計画の認定等の審査に係る手数料を定めることとした。
- ③ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正等により、住宅部分に係るエネルギー消費性能の認定に係る審査基準に「誘導仕様基準」が新設されたため、当該基準による建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等の審査に係る手数料を定めることとした。
- ④ 東北地方太平洋沖地震等により被害を受けた建築物に代わる建築物の建築確認申請手数料等を徴収しないこととする特例措置の期間を令和6年3月31日まで延長することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、(1)の①は、令和5年4月1日から施行することとした。

13 会津若松市上下水道局職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、上下水道局における部分休業制度の見直しに伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

上下水道局職員の部分休業の取得について、管理者が別に定める場合により勤務しないときは、その給与を減額することとした。

(2) 施行期日

令和5年4月1日から施行することとした。

Ⅲ 単行案件

1 会津若松市庁舎整備建築工事請負契約の締結について

この案件は、会津若松市庁舎を建設するため、この工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

- (1) 工事名
会津若松市庁舎整備建築工事
- (2) 工事場所
会津若松市東栄町地内
- (3) 契約金額
4,809,200,000 円
- (4) 工事の概要
構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 7階建
延べ面積 13,738.30 平方メートル
- (5) 契約の方法
随意契約（E C I 方式による施工予定者との契約）
- (6) 契約の相手方
戸田・共立・弓田特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）
宮城県仙台市青葉区一番町二丁目3番22号
戸田建設株式会社東北支店
構成員
会津若松市インター西69番地
株式会社共立土建
構成員
会津若松市町北町大字藤室字藤室721番1
株式会社弓田建設

2 会津若松市庁舎整備空気調和設備工事請負契約の締結について

この案件は、会津若松市庁舎に空気調和及び換気設備等を設置するため、この工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

- (1) 工事名
会津若松市庁舎整備空気調和設備工事
- (2) 工事場所
会津若松市東栄町地内
- (3) 契約金額
847,000,000 円
- (4) 工事の概要
空気調和及び換気設備等工事一式
- (5) 契約の方法
制限付一般競争入札
- (6) 契約の相手方
ハッ橋設備・アークズ会津特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）
会津若松市桧町 2 番 3 号
ハッ橋設備株式会社
構成員
会津若松市千石町 4 番 50 号
株式会社アークズ会津

3 会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事請負契約の締結について

この案件は、会津若松市庁舎に給排水衛生及び融雪設備等を設置するため、この工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

- (1) 工事名
会津若松市庁舎整備給排水衛生設備工事
- (2) 工事場所
会津若松市東栄町地内
- (3) 契約金額
336,600,000 円
- (4) 工事の概要
給排水衛生及び融雪設備等工事一式
- (5) 契約の方法
制限付一般競争入札
- (6) 契約の相手方
会津ガス・興栄設備特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）
会津若松市神指町大字南四合字才ノ神 325 番地 1
会津ガス株式会社
構成員
会津若松市西七日町 9 番 10 号
株式会社興栄設備

4 会津若松市庁舎整備電気設備工事請負契約の締結について

この案件は、会津若松市庁舎に電灯及び動力設備等を設置するため、この工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

- (1) 工事名
会津若松市庁舎整備電気設備工事
- (2) 工事場所
会津若松市東栄町地内
- (3) 契約金額
759,000,000 円
- (4) 工事の概要
電灯及び動力設備等工事一式
- (5) 契約の方法
制限付一般競争入札
- (6) 契約の相手方
目黒・萩生田特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）
会津若松市南千石町 1 番 54 号
株式会社目黒工業商会
構成員
会津若松市柳原町三丁目 4 番 10 号
株式会社萩生田電設

5 会津若松市庁舎整備情報設備工事請負契約の締結について

この案件は、会津若松市庁舎に情報通信及び映像音響設備等を設置するため、この工事に係る工事請負契約を締結しようとするものです。

- (1) 工事名
会津若松市庁舎整備情報設備工事
- (2) 工事場所
会津若松市東栄町地内
- (3) 契約金額
350,900,000 円
- (4) 工事の概要
情報通信及び映像音響設備等工事一式
- (5) 契約の方法
制限付一般競争入札
- (6) 契約の相手方
会津・ユアテック特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）
会津若松市門田町大字日吉字小金井 38 番地 3
株式会社会津電気工事
構成員
会津若松市インター西 24 番地
株式会社ユアテック会津営業所